

◎独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

(令和七年六月二七日法律第八〇号)

一、提案理由 (令和七年六月六日・衆議院内閣委員会)

○三原国務大臣 ただいま議題となりました独立行政法人男女共同参画機構法案及び独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

…………… (略) ……………

引き続きまして、独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案について御説明申し上げます。

この法律案は、独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴い、男女共同参画社会基本法において男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を推進するための機関としての独立行政法人男女共同参画機構の役割を定めるほか、関係法律の規定の整備等を行うものであります。

次に、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体等の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策等を講ずるように努めることとしております。

第二に、独立行政法人男女共同参画機構は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進のための中核的な機関として積極的な役割を果たすこととしております。

第三に、地方公共団体は、関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点である男女共同参画センターとしての機能を担う体制を確保するように努めることとするほか、所要の規定の整備等を行うこととしております。

以上が、これらの法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

二、衆議院内閣委員長報告 (令和七年六月一二日)

○大岡敏孝君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告します。

…………… (略) ……………

次に、独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は、独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴い、男女共同参画社会基本法において男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を推進するための機関としての独立行政法人男女共同参画機構の役割を定めるほか、関係法律の規定の整備等を行うものです。

両法律案は、去る六月五日本委員会に付託され、翌六日三原国務大臣から趣旨の説明を聴取しました。次いで、十一日に質疑を行い、質疑終局後、討論を行い、採決しまし

たところ、両案はいずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、両法律案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告します。

○附帯決議（令和七年六月一日）

（独立行政法人男女共同参画機構法（令七法七九）の附帯決議と一括して掲載）

三、参議院内閣委員長報告（令和七年六月二〇日）

○和田政宗君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

次に、独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は、男女共同参画社会基本法において男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を推進する機関としての機構の役割を定めるほか、関係法律の規定の整備等を行おうとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、男女共同参画社会の実現に向けた取組状況、新設される機構の機能強化のための方策、国立女性教育会館の研修施設等の撤去をめぐる対応等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

……………（略）……………

次いで、討論に入りましたところ、日本維新の会の片山委員より両法律案の原案に反対、機構法案の修正案に賛成、日本共産党の井上委員より両法律案の原案及び機構法案の修正案に反対、れいわ新選組の大島委員より両法律案の原案及び機構法案の修正案に反対の旨の意見がそれぞれ述べられました。

次いで、順次採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対し附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（令和七年六月一九日）

（独立行政法人男女共同参画機構法（令七法七九）の附帯決議と一括して掲載）